

2015年11月26日 2015年度第3回 ODA 政策協議会
「プロサバナ事業に関する意見交換会および NGO の取り組み」報告資料

今年3月に開かれた2014年度第3回 ODA 政策協議会で、JVC の渡辺が「プロサバナ事業とそれに関する意見交換会の一年間の振り返り」と題して報告を行った。それ以降、プロサバナ事業に関して、「プロサバナ事業マスタープラン・ドラフト・ゼロ」発表、「ドラフト・ゼロに関する公聴会」実施という大きな動きがあった。

さらに、プロサバナ事業を取り巻く人権・ガバナンス状況が悪化しており、プロサバナ事業に対して反対する、あるいは疑問を投げかける人々に危険が迫っているというのが現状である。

これらを受けて、今年7月には、モザンビーク最大の小農組織である全国農民連合（UNAC）が、3名の代表団を日本に派遣し、「公聴会の無効化」「マスタープラン策定プロセスのやり直し」「人権救済」を訴えた。

こうした動きに関しては、今年4月、7月、10月に開かれた「プロサバナ事業に関する意見交換会」で、外務省・JICA の担当者らと意見交換を行ってきたが、現時点で、その記録の公開までいたっていない。

上記いずれも、プロサバナ事業をどう考えるかにとどまらず、援助のあり方に関わる重大な問題であるので、ここで報告する。

1. 「プロサバナ事業マスタープラン・ドラフト・ゼロに関する公聴会」の問題

今年3月31日、モザンビーク農業省は「プロサバナ事業マスタープラン・ドラフト・ゼロ」をウェブサイト <http://www.prosavana.gov.mz/index.php> で公開し、4月20日～29日に、この「ドラフト・ゼロ」に関する公聴会を開催した。

外務省・JICA から、同ドラフトの公開や公聴会開催の情報は一切提供されず、私たちは現地からの一報で知ることになった。

その時点で、私たちは関係する住民の自由な参加と意見表明が可能であるかに関して懸念をいただき、急遽調査者を公聴会が予定されている地域へ送った。

帰国後の報告によれば、

1. 事前の告知が十分・適切ではなく、公聴会日程や会場が急に変更されたケースもあり、関心を持って参加したいと願う人々が参加できるような条件が十分でなかった。
2. ドラフト・ゼロは、200pを超える（JICA 仮訳の日本語版で150p弱）という大部の資料であり、発表後20日あまりでの公聴会実施は、内容を十分に検討するために実施されたとは考えられない。
3. 公聴会の司会者が、会場から出された反対意見や疑問を封じるような言動を行う場面に直面した。銃を携帯し、制服を着た警察官や公安警察が同席した公聴会もあった。
4. 公聴会に参加して反対意見を表明した農民を、後日、政府関係者が訪問して「脅し」をかけたというケースが何件も報告されている。

とのことであり、住民の「意味のある参加」のもとにマスタープランについて意見を聞き、合意形成するための公聴会とはとても言えないものであった。むしろ、反対意見を封じ込め、賛成意見ばかりを

聴取し、プロサバナ事業の推進に利用するために準備され、開催されたものと考えざるを得ないものであった。

その結果、UNACをはじめとする、モザンビーク・ブラジル・日本・世界の市民社会組織 81 団体は、6 月 4 日の 3 カ国市民社会声明で「公聴会の無効化の要求」をするに至っている。

なお、これらと同様の指摘は、モザンビークの農民組織・市民社会組織・宗教組織・研究機関等の幅広い層の団体から出された、各種の声明でなされている（【別添資料 5-7 頁】）。

UNAC 代表団は、外務省と JICA への表敬訪問時に、それらを報告し、責任者に声明を手渡し、直接「公聴会の無効化」と「マスタープラン策定プロセスのやり直し」を要請した。

しかし、今年 9 月、モザンビーク農業省の一行の来日時に、外務省と JICA の協力を得て一行および駐日モザンビーク大使と面談を行った際、「公聴会ではポジティブな意見が圧倒的多数だったので、プロサバナ事業を前に進める」「公聴会のやり直しは無駄なので行わない」と回答し、事業を強行する姿勢を見せた。

その後、首都マプトで開催された全国レベルの公聴会でも、農業大臣自ら、「プロサバナ事業は断固として推進する。この事業への反対や反対運動は許されない。愛国的な発言だけが許される。嫌なら出て行けばいい」との威嚇・抑圧発言と批判的な市民社会の発言を遮る議事を行っている。

これらの重大な不正にもかかわらず、JICA はそうしたモザンビーク政府の姿勢に同調しているように見える。日本の国際協力の基本方針から見て、大きな問題を感じる。

2. プロサバナ事業を取り巻く人権・ガバナンス状況の悪化

モザンビークでは、一昨年 10 月の政府軍による野党第一党 RENAMO のベース襲撃事件に端を発した、内戦勃発の危機をなんとか乗り越えて実施された昨年 11 月の選挙を経て、本年 1 月にニュッシ新大統領の下で政権が起ち上がった後、政府に批判的な学者やジャーナリストの逮捕勾留・裁判、暗殺事件が連続して起きている。

- ・ 密猟問題を調査していた国際ジャーナリストの逮捕・勾留（2 月）
- ・ 憲法学者シスタック教授の暗殺（3 月）
- ・ 与党事務局長の汚職を報じた独立系新聞編集長の起訴・賠償命令（6 月）
- ・ 経済学者カステルブランコ教授とムバンザ編集長の起訴（6 月）と裁判（8 月）
- ・ 汚職事件の調査報道で著名で、同国の「報道の自由」に尽力してきた独立紙編集長の暗殺（8 月）

以上から、人権（とりわけ自由権「表現の自由」）に関わる規約・条例理解、人権擁護における政府の責務の認識、現在起きている「表現の自由」をめぐる深刻な現状や事例、そして権力による法の濫用（治安維持法を使った起訴、報道の自由への介入）に対して、同国内においても国際的にも非難が増していることに、モザンビーク政府関係者が認識を十分に持っていないことが明らかである。

7 月の表敬訪問の際、UNAC 代表団はプロサバナ事業で起きている具体的な人権侵害の状況を説明し、調査と救済を要請した。そして、モザンビーク政府の人権抑圧やガバナンスの悪化の中で、プロサバナ事業に関わる人権侵害が起きており、それを問わずにプロサバナ事業を続けることは問題だと指摘した。しかし、JICA はその切実な訴えに耳を傾けようとしなかった。

以上大きく 2 点について、私たちは、JICA 「社会環境配慮ガイドライン」の趣旨・規定に反している

ことを意見交換会で主張している。

ここでの報告が可能になったのは、いくつかの民間財団の助成によって日本とモザンビークの NGO・農民組織・市民社会組織が協力して現地調査を行うことができたからである。日本のモザンビーク援助の問題点を把握し、援助見直しの働きかけを行う努力に対して、注目と支援が集まっていることを実感する。